

第6回_阪南市立学校のあり方検討委員会_会議録

日 時	令和5年8月8日（火） 13時55分～16時15分		
場 所	阪南市役所3階全員協議会室		
出席者	〈阪南市立学校のあり方検討委員会〉 委員 会長（大阪芸術大学） 北 浦 米 造 副会長（和歌山大学） 池 田 拓 人 阪南市自治会連合会代表（大西町） 古 野 悦 司 阪南市PTA協議会 中学校代表 仲 窪 麻 美 子 阪南市PTA協議会 小学校代表 望 月 美 也 子 阪南市立中学校 校長（鳥取中学校） 中 山 孝 一 公募市民 四 至 本 悟 公募市民 山 本 彰 公募市民 原 田 知 子 未来創生部長 松 下 芳 伸 生涯学習部長 伊 瀬 徹		
事務局・関係者	〈事務局（生涯学習部）職員〉 生涯学習部理事 中 野 泰 宏 生涯学習部副理事 丹 野 恒 建 生涯学習部副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 教育総務課長 吉 見 勝 吾 学校教育課課長代理 花 元 英 夫 教育総務課課長代理 堀 野 純 司 教育総務課主幹 満 井 祐 輝 〈関係課職員〉 未来創生部理事兼政策共創室長 藤 原 健 史 総務部副理事兼危機管理課長 吉 嶋 健 吾 行財政構造改革推進室長 木 村 浩 之		
書記	教育総務課主幹 満 井 祐 輝		
傍聴者	1人		

配付資料

次第

資料 1 阪南市立学校のあり方検討委員会委員名簿

資料 2 防災機能について

資料 3 学校跡地の取扱いについて

資料 4 校区と通学について

資料 5 留守家庭児童会について

資料 6 財政について

別紙 1 阪南市の財政状況 ～令和3年度決算～

別紙 2 阪南市行財政構造改革プラン改訂版（令和3年9月）策定

別紙 3 文部科学省資料 国庫補助事業について

別紙 4 公立学校施設整備費補助金等にかかる財産処分手続きの概要
阪南市立学校のあり方検討委員会アンケート（意見等）

会議の要旨

会議開会

(司会)

第6回阪南市立学校のあり方検討委員会を開会する。

本検討委員会は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしている。本日の傍聴者は1名である。

また、会議録については、事務局が要旨をまとめ、各委員にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載する。

次第1. 新委員の紹介(資料1)

(司会)

P T A協議会の代表2名の新旧交代があった。

次第2. ハード面についての検討

第2 防災機能について(資料2)

(会長)

次第2 第2 防災機能について、事務局の説明を求める。

(関係者)

学校施設は、児童生徒等の学習の場であり、また非常災害時には地域の避難場所としての機能を有している。そのため、災害時においても安全性・機能性を有することが求められている。

①避難所について(地域防災計画)

本市域災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に関し、阪南市、大阪府、指定地方行政機関等が処理すべき事務、または業務の大綱等を定めた阪南市地域防災計画では、災害発生時において、避難所としての機能を果たすものとして、小中学校(体育館)、地域の住民センターをあらかじめ指定し、総合防災マップや市ウェブサイトを通じて住民への周知を図っている。

地域防災計画において、指定避難所の整備は、避難所施設としての整備にとどまらず、地区の防災拠点と位置付けて、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難に必要な設備・機器の整備に努め、また良質な生活環境を確保するため、換気、照明等の設備の整備に努めることとして

いる。

さらに、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るため、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるなど、防災機能の強化を図り、地域の防災力を高めるとともに、避難者の円滑な収容とその安全確保等に資すること、また、災害時に要配慮者が利用しやすいことを意識した福祉的整備に努めることも必要であるとしている。

小中学校の防災機能の状況として、避難所の一覧を示しているが、合わせて配布している阪南市総合防災マップにも、災害に応じた指定避難所について記載している。

小中学校の防災機能だが、すべての小中学校を、災害対策基本法に基づき、指定避難所又は指定緊急避難場所に指定している。この表を見ていただくと、各学校によって、防火水槽の設置状況や防災無線スピーカーの設置状況が異なるが、防火水槽については、消防水利における基準として、消火栓、河川、ため池などの水利が確保できているか否かによって設置状況が異なっていることがわかる。

また、防災無線のスピーカーは、現在、市内に99カ所のスピーカーを設置しているが、この設置に関しては、市街地において、どの場所にスピーカーを設置すれば、市民のみなさんに、もれなく防災情報が行き届くかを考慮して設置しているもので、設計段階において適正な設置場所を勘案するにあたり、小学校施設が適正な場所にあたっているところについては学校施設に、それ以外のところについては道路や公園といった公共用地に設置しているもので、いずれも学校に設置していないことが直接学校の防災機能を低下させているものではないので、ご理解いただきたい。

②小中学校のハザード状況

避難所として利用する小中学校のハザード状況について、防災マップで説明する。尾崎小学校は、令和2年10月に大阪府から公表された男里川水系の「洪水浸水想定区域図」により、想定最大規模降雨（1000年に1度程度の大雨）に伴う洪水による浸水想定は0.5～3m未満となっている。

この洪水に関しては、24時間の降雨量が約995mmを記録した場合を想定したもので、参考として本市でのこれまでの最大降雨量は、24時間で281mmとなっている。

次に、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合

に、浸水が想定される「区域」等を表示した高潮浸水想定区域図が、同じく大阪府から令和2年8月に公表され、尾崎小学校は0.5m～3m未満の浸水想定である。

この高潮に関しては、中心気圧が910hpa（室戸台風級を想定）で最大風速が75m、台風の移動速度が73km/hを想定したもの。参考だが、平成30年の台風21号で高潮警報が発表されたが、このときで中心気圧が950hpa、最大風速毎秒45mとなっている。

次に防災マップの17～18ページ、舞小学校、下荘小学校、貝掛中学校は、防災マップに示すとおり土砂災害警戒区域が指定されているが、冒頭に説明した、指定避難所は、災害種別ごとに指定しているので、尾崎小学校は洪水・高潮・津波以外、舞小学校は土砂災害以外の指定である。

さらに、貝掛中学校及び下荘小学校は、避難所となっている体育館が土砂災害警戒区域には入っていないことから、いずれの災害でも避難できることとしている。

③災害想定と収容可能人数

次に、避難者数だが、市内の小中学校は、すべて指定避難所又は指定緊急避難場所に指定している。

防災マップ22ページでは、本市において発生し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震による避難所生活者数は6,667人と想定されている。

これは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）での被害を受け、国、大阪府でこれまでの想定を超える南海トラフ巨大地震による被害想定を公表したものである。

防災マップ4ページでは、現在、指定避難所である阪南市内の小中学校及び住民センター等を記載している。人数の記載はしていないが、阪南市内の小中学校及び泉鳥取高校の体育館を合わせた収容可能人数の合計は、6,920人となっており、想定される南海トラフ巨大地震による避難所生活者は、机上だが、学校の体育館で収容可能である。しかし、統廃合による廃校等に伴い体育館が使用不可となれば、市内小中学校の体育館だけでは収容しきれなくなる。

市の防災担当としては、指定避難所は体育館以外に37箇所の住民センターを指定しているが、未耐震の建物（23箇所）が多く残っており、地震の際に収容できるかどうかは現時点では不明であり、地震発生後、被災建築物応急危険度判定のうえ、構造上、避難所として使用しても問題ないか判断してから、可能であれば避難所として開設し、対応することとしている。

（事務局）

続いて、資料2 1ページの(2)で、文科省の「学校が避難所として求められる防災機能」の事例集を提示している。事例集は、学校施設が求められる避難所として必要な機能について、施設の機能面だけでなく避難所の運営や教育活動の再開など災害発生から避難所の解消までの期間を4つの段階に分けて紹介している。

この検討委員会では、学校の施設面の防災機能、特に教育環境の視点で議論いただく予定としている。

事例集の中では、学校施設が避難所の役割を担うための機能として、立地環境の安全性、耐震性や耐震対策、施設全体の耐火性など、施設としての安全性の確保を挙げている。また、防災機能の整備には、防災担当部局と連携を図り、ソフト面や学校機能と防災機能の役割分担をしながら整備を進めることが重要としている。

災害発生から避難所の解消までの4つの段階ごとに、それぞれで必要になる防災機能について、平素の教育環境で必要となる機能に絞って説明する。

①発災直後から避難直後の「救命避難期」では、施設の耐震性、耐火性の確保。天井等の非構造部材の耐震対策の実施、安全な避難経路の確保など。

②避難直後から数日程度の「生命確保期」では、トイレは「洋式トイレや多機能トイレの確保、照明は停電時にも使用できる照明、食料・飲料水として耐震性の貯水槽やプールの水の浄水装置等、居住スペースとして温熱環境を確保するための空調設備、要配慮者への対応として、安全で円滑に利用できるためのバリアフリー化がある。

(3) 教育環境の視点による防災機能

ここまで説明した内容を平素の教育環境として必要な機能を抽出した。

立地環境は、現施設にて一部で洪水・高潮の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地しているが、災害の状況、気象条件等を考慮して避難所を開設している。

施設の耐震性、耐火性については、市内小中学校はすでに全て改修済みである。天井等の耐震対策は、市内小中学校はすでに全て点検済みである。安全な避難経路については、各学校において安全計画を作成している。洋式トイレや多機能トイレは、一部の学校の体育館で未改修。停電時にも使用できる照明は、非常用電源の確保が必要なため未設置である。備蓄スペースは、鳥取東中学校、飯の峯中学校の2校に設置している。温熱環境を確保するための空調設備は未整備である。安全で円滑に利用できるためのバリアフリー化、段差解消等は、一部未整備といった状況である。

(会長)

意見や質問等はないか。

(F委員)

説明のあった防災機能について、特に文部科学省が示す学校の避難所として求められる機能に、立地環境、施設の耐震性、その他項目についても行政とし

て学校関係の防災機能の強化を進めているが、未設置や未整備、一部未整備部分もある。整備は計画的に進めていると思うが、進捗状況や今後の予定は決まっているか。大人も学校を避難所として使う。人の命に関わることなので、計画性や今後の予定が決まっていれば聞かせてほしい。

(事務局)

今回は防災機能を議論しているが、教育環境には様々な整備がある。最近だとタブレット端末の購入などのGIGAスクール関連整備や普通教室等への空調設備工事を実施してきた。このあたりの整備をする中で、防災機能についても並行して進めている状況である。

本市の整備状況としては、これまでトイレの洋式化を順次取り組んできており、今年も鳥取東中学校においてトイレを整備している。これに合わせて体育館トイレの洋式化やバリアフリー化等を進めている。

順次整備しているが未整備のところもある。近隣市町で言うと体育館の空調設備が進んでおり、本市についても、その整備に向けて調査研究をしている段階である。

(会長)

この中で具体的に年次計画を持っているものはあるか。

(事務局)

これまでに計画的に取り組んできた事例としては、トイレ改修事業で、今年度は鳥取東中学校のトイレの改修を実施している。

(会長)

その事業には多機能トイレの整備も含んでいるのか。

(事務局)

トイレの洋式化は当然のことだが、多機能トイレについても併せて整備している。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(E委員)

財政面で、国の学校施設環境改善交付金や防災関係に関する様々な補助金もあると思うが、すでに使っているのか。今後考えているのか。お伺いしたい。

(事務局)

学校の整備の国の補助金などの財源については、先ずは、文部科学省の学校施設環境改善交付金が中心になる。その他、例えば体育館の空調整備で言うと、例えばプロパンガスを使った場合、経済産業省の補助金があり、防災関係で有利な起債もある。その整備に合わせて、財源を見つけながら整備するという流れになる。

(会長)

資料2の4ページに記載の防災機能を整備する際は国の補助金ではなく、交付金で考えるということが良いか。

(事務局)

学校施設環境改善交付金は、交付金という名称がついているが、補助対象経費に対して、例えば3分の1、2分の1の補助金が交付される。したがって、地方交付税などの使い道が決められていない交付金ではなく、実質的には補助金である。

(会長)

今の事務局の説明を踏まえ、意見はあるか。

(F委員)

トイレや災害時の電源の確保など、資料記載のものは全て重要な機能であるが、まだ、市として予算要求の段階で具体的に何に金を使うという案はないということで良いか。

(会長)

そのように捉えたが、どうか。

(事務局)

現在、具体的な計画があるのは、先ほど申し上げたトイレ関係の整備である。その他は、まだその前の段階である。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(G委員)

統廃合によって使えなくなる学校施設があるとのことだったが、統廃合で使わなくなった施設を防災に使うことはできないのか。防災機能として体育館を使用することだが、校舎の教室も災害時には使うと考えるよいか。

また、津波や高潮など、想定外の災害が起きた場合の避難場所など、対策は考えているのか。

(事務局)

統合後の利活用については、市全体で検討すべき事項なので、本検討委員会では、統廃合後の施設利用までの議論は想定していない。したがって、ご意見をお伺いするところで止めたい。

阪南市地域防災計画における避難所は、学校では体育館が指定されている。災害の規模などにもよるが、基本的には体育館を中心に避難所を開設し、状況を見ながら一部校舎を使用している場合もある。

津波や高潮など、想定外の災害については、各学校の立地条件に応じて避難区域に設定されている学校は、安全計画等を作成している。

(会長)

東日本大震災の事例では、体育館を避難所としたが、その後、長期にわたって教室も利用した避難生活が続いてしまうと、学校再開に向けて支障をきたすことがあったという。被害の規模にもよるが実際の避難活動では、まず体育館を避難場所とし、避難状況の確認等を行う。その際には、体育館の空調設備が重要になる。また、避難時だけでなく、学校活動においても特に熱中症などの

問題もあり、屋外で子どもが活動できない時に体育館の空調整備は非常に助かる。

これらも含め、検討委員会として、必要な機能の優先順位を議論したい。
中学校ではどうか。

(B委員)

鳥取中学校は救援部隊拠点に指定されており、鳥取中学校以外の小中学校は避難所に指定されている。

また、鳥取中学校は他校と比べて新しい建物なので機能的にも一番新しい。しかしながら、仮に鳥取中学校で避難者を受け入れる場合は、体育館に空調設備がないため、受け入れることができないと思う。夏の暑い時期に、体育館に多くの人が集まると2次災害が想定されるくらい暑い。それを考えると、一般の方々の受け入れは、空調設備がある教室で受け入れるのが、現実的な対応になるのではないかと。鳥取中学校は体育館も広いし、トイレも市内中学校と比較しても整備されている方である。

各校で多くの避難者を受け入れた場合は、トイレの数や水などが不足するのではないかと。市役所や自衛隊等の支援を除いて考えると、水、トイレ、空調設備に問題が生じると想定する。

(会長)

P T Aの立場からもご意見いただきたい。

(B委員)

P T Aの立場としても、この中でトイレ、空調設備が重要だと思う。部活動で泉佐野市の学校体育館に行ったときに、空調設備が整備されており快適だったが、貝掛中学校の体育館には空調設備がなく、汗だくになる。トイレ整備も未整備校があるということなので、進めていただきたい。

(会長)

小学校P T Aとしてはどうか。

(C委員)

中学校と同じく、体育館に空調設備がないため、夏は屋外だけでなく、体育館での運動も厳しい。また、災害が発生して猛暑での避難となると、熱中症や感染症も心配になる。現時点では計画的なトイレ整備の後になるとの事だが、市内小中学校の体育館の空調設備についても早く整備していただきたい。

鳥取東中学校のトイレ洋式化に取り組んでおり、今後、順次整備との事だが、比較的新しい桃の木台小学校の洋式化はまだ進んでおらず、一部の洋式トイレに列ができるという現状がある。防災ではなく学校現場の話になるが、洋式トイレしか使えない子どもは洋式トイレに並んでいる現状を、子どもから聞く。

桃の木台小学校においても、順次トイレの洋式化を進めていただきたい。

(会長)

他に意見や質問はないか。

(A委員)

阪神大震災や東日本大震災のような災害が起きると、ガスも電気も遮断されるので、最初にどこに避難するのか。個人においても家族と話し合うなど、常日頃から考えておくべきである。

(E委員)

子どもたちも防災教育を学ぶべきである。避難訓練を実体験することで災害時の生存率にも影響が出るということも聞くので、日頃の訓練が重要かと思う。また、停電時でもガスで動く空調設備もあるとテレビで観た。

(会長)

ここまでについて、副会長にご意見をお願いしたい。

(副会長)

多くの意見をいただいた。学校は様々な機能を有しているので、非常時の防災拠点となるが、防災関係の必要な機能は多岐に渡り、予算も膨大に必要となる。

また、防災というのは学校という範囲だけでなく、市役所として市全体で考えていただくことだと思う。本検討委員会は学校のあり方の検討が目的なので、子どもたちの普段使うところを優先して学校環境を充実させたい。

特に、体育館の空調設備は、これだけの意見があり、連日の猛暑で子どもたちの熱中症のニュースも耳にする。普通教室には既に空調設備は整備されているとのことだが、体育館の空調設備の整備状況を教えていただきたい。

また、トイレについては、災害時では重要な機能であるが、子どもたちが日常的に使用するところなので、防災の観点だけでなく学校教育の観点からも優先順位は高いのではないか。

(会長)

確認だが、体育館に空調設備が整備された学校はないということでしょうか。

(事務局)

本市では、体育館に空調設備が整備された学校はない。

(会長)

体育館の空調整備は多額の費用を要するが、本市は未整備なので計画的に着手し、整備を考えていただきたい。また、アンケート用紙を配付しているので、会議後、さらに意見があればお願いしたい。

第3. 学校跡地の取扱いについて（資料3）

(会長)

続いて、次第2 第3 学校跡地の取扱いについて、事務局の説明を求める。

(事務局)

検証報告書にも記載しているとおり、学校跡地は、地域住民の暮らしに根差し、歴史と文化があり、取扱いについては地域の関心も高くなっている。一方で、跡地を利活用する場合は、教育の視点や、教育委員会だけでなく全市的な視点で検討する必要がある、委員の皆様についても様々な提案や意見はあるか

と思うが、事務局からは、今後の利活用の際に留意することを中心に説明する。

(1) 背景、経過の概要について

阪南市公共施設等総合管理計画の改訂版では、令和27年度までに、現状の延べ床面積を40%以上削減することに目標値を改めている。これは、学校施設だけで換算すると、学校規模が大きい小学校3校を削減し5校に、中学校1校を削減し3校にしても、同計画の目標値を達成できない数値となっている。

2ページ、同計画による「学校跡地及び施設の活用」の取扱いは、資料のとおり。特に、下線部分のとおり、「学校跡地及び施設は、避難場所として指定されている施設もあり、公的な施設としての活用、公募市民による活用、他施設との複合化を検討していく」としている。

(2) 検討の際の留意事項について

教育施設から他の用途への利活用を検討する場合、建物の除却や処分を伴わない場合は市が保有する公共施設全体での総床面積の削減につながらないため、財政的な効果などを検討する必要がある。特に、すべての小中学校が避難所や避難地などの役割を担っており、整理統合によって学校を利活用しない場合は、市全体の防災機能を見直す必要が生じる。また、学校用地は、大きな擁壁や周辺の傾斜地などを持っている施設、隣接地との境界の再確認が必要な学校もある。さらに、ほとんどの学校の校舎、体育館、一部の学校用地は国の補助金等を活用しているので、他の用途への利活用、民間への貸付、売却をする場合は、国への財産処分の手続きや、場合によっては国庫返納金が生じることもあり得る。今後の検討では、建物は校舎と体育館に区分し、仮に利活用する場合の課題を抽出すること、用地については、売却する場合の課題を抽出し、今後の取扱いを検討する必要がある。

(会長)

意見や質問等はないか。

(F委員)

旧尾崎小学校を、公民館、地域交流館、市民活動センターとして利用していると思うが、これは跡地の取扱いに該当するのか。他の学校施設でも、有償利用を含め、活用を考えていただければと思う。

(事務局)

旧尾崎小学校は、学校跡地の利活用事例に該当する。

これまでの統合では旧尾崎小学校のほかに、旧下荘小学校が民間の通信制学校として利活用されている。このように活用しているケースもある。旧尾崎小学校の場合は、公民館等が旧小学校へ移転することにより、間接的に公共施設の総床面積削減に繋がっている。しかし、移転等が伴わない新たな利活用だけが増えると市全体の公共施設の床面積削減の目標が達成できない。この辺りは学校跡地利活用を検討するうえで、留意事項として抽出している。

(G委員)

旧東鳥取小学校跡地だが、今後の利活用計画はあるのか。また、検討委員会で

はどのような意見が求められているのかも気になった。

(事務局)

旧東鳥取小学校の利活用は市全体で検討中である。また、廃校になった施設について、本検討委員会での議論は想定していないが、ご意見があればお伺いする。

(会長)

他に意見はないか。なければ次の議案に移らせていただく。

第4. 校区と通学について（資料4）

(会長)

続いて、次第2 第4 校区と通学について、事務局の説明を求める。

(事務局)

(1) 背景、経過の概要について

本市の校区は、旧4か村の小学校区が基礎となっており、人口急増期に4か村から分離する形で校区が分割され、校区をめぐる問題が生じないように、調整区域を設けていた。2ページに当時の調整区域の図を示している。小学校は12校で、中学校は5校である。斜線部分は調整区域である。

平成20年4月までは、調整区域にお住まいの方は、就学する学校を選択できる区域があった。現在は6年間の経過措置期間を経て、平成27年3月31日をもって市内の全ての調整区域が廃止されている。

その後、小中学校の整理統合によって、小学校8校、中学校4校になっている。本市の学校配置の地理的特性として、通学区域に対し、学校の位置に偏りがある学校が多く存在する。

また、一部、隣接市町の境界付近に学校が配置されており、本市の行政区域を網羅するうえで、非効率な配置状況と言える。

これらの課題解決の手立てとして、通学区域の見直しが考えられるが、一方で学校区域の変更を希望しない方も多数存在することが推測される。

わかりやすい通学区域としては、住民基本台帳の地区、自治会区域が考えられる。また、通学区域の課題として、住居表示がない地域の確認、調整区域対象者の抽出作業が挙げられる。

指定外就学（市外は区域外就学）については、一定の条件のもと、保護者の申請に基づき就学校の変更を認めており、これらの許可条件の見直しも、課題解消の有効な手立てとして考えられる。参考として4ページの表が、現在の「本市における区域外就学及び指定外就学の許可基準」である。

(会長)

子どもの人口減少に伴い、統廃合により子どもの人数に見合った学校数に統合すると通学の問題が生じるが、この件に関しての各委員からの提案や意見をいただきたい。

中学校では自転車通学の生徒もいるが、通学状況はどうか。

(D委員)

2 ページの校区図を見ると中学校区では飯の峯中学校を除き、貝掛中学校や鳥取東中学校は校区が広い。鳥取中学校は、尾崎中学校と統合したことで以前よりは広がっているのだが地図ではそれほど広くは感じない。しかしながら統合時は旧尾崎中学校区の生徒たちや保護者の方々からは、これまでと環境が変わることも重なり、通学距離が長いという印象を持たれ、風当たりも強くギクシャクしたところもあった。

元々は飯の峯中学校を除いて、阪南市の母体校は鳥取中学校なので、そこから分かれて現在に至るのだが、また統合することで校区が広がると、中学校でも通学に関しては難しい問題が出るのではないかと。

小学校については、特に低学年の自転車通学は危険なので考えられない。これ以上統合して小学校区が広がると、通学バス等の様々な手段を検討しなければならないのではないかと。下荘小学校と箱作小学校の統合の際にも通学バス等、地域の方々と意見交換させていただき、最終的には徒歩通学していただいている。これよりも校区を広げると、徒歩通学は難しくなるのではないかと。

一方で、和歌山県は、1校の小学校区が本市全域くらいの学校もある。それに比べると大阪府内は若干校区がコンパクトに感じる。しかし、交通事情等、様々な違いはあるので、今後、統合により小学校区が広がった場合の通学手段は、大きな問題になると思う。

(会長)

副会長からもご意見をいただきたい。

(副会長)

統合により、通学距離が長くなるのが気がりである。理想のひとつとして通学バスもあるが、財政的なこともある。また、現校区は学校の所在地が偏っているという説明もあったが、仮に統合するとしても、生徒の通学距離に応じて学校を選択できるという制度も保護者や子どもの選択肢として必要ではないかと。

(B委員)

今回から会議に参加するので過去の資料等を拝見し確認したいことがある。現在、本検討委員会では、ソフト面に引き続き、第2タームの議論をしているが、今後、議論が進むと学校を統合することになっていくのか。

(会長)

これまでの説明や議論では、統合によるメリットとして、統合することで子どもの減少に伴う単学級が解消し、子ども同士の間関係の固定化も解消できる。また、統合により教員数に厚みを持たせることができる。財政面でも予算を集中的に投資できる。逆にデメリットとして、統合することで通学距離などの課題があがっている。事務局からも補足することがあればお願いしたい。

(事務局)

本検討委員会の諮問のひとつとして、「今後の児童生徒数の状況を、地理的条件及び地方交付税の算定基準等を踏まえた、本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置」がある。

学校数や配置については、今後の児童生徒数の状況や地理的条件及び地方交付税の算定基準等だけでなく、ソフト面やこれまでの議論など様々な面を踏まえ、答申をいただければと思っている。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(F委員)

本検討委員会の案として複合的に考えるということが第一だと思う。また、子どもたちの通学距離が長くなることに配慮し、始業時間を遅らせるようなことはできるのか。

(会長)

実際、始業時間が学校によって異なっていることはある。

資料にスクールバスについての記載がないが、財政的に厳しいということか。

(事務局)

次回以降に、情報提供できるよう調査しているところである。

(会長)

他に意見があれば、アンケートに記入いただきたい。

第5. 留守家庭児童会について（資料5）

(会長)

続いて、次第2 第5 留守家庭児童会について、事務局の説明を求める。

(事務局)

資料5 1 ページ上段に「【参考】検証報告書（5 留守家庭児童会）」として、四角囲みの中に、第1回の本検討委員会資料として配布した「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画（平成18年11月策定）【検証報告書】」の30ページに記載している留守家庭児童会の課題を改めて掲載している。

次に、「1. 留守家庭児童会の概要」の「(1) 設置目的」では、「阪南市留守家庭児童会条例」の第1条を引用し、留守家庭児童会の設置目的を掲載している。

次に、「(2) 沿革」では、昭和57年4月の波太留守家庭児童会の開設から、平成19年7月の指定管理者制度の導入や、平成28年4月の高学年受入れ開始など、令和4年4月までのおおまかな出来事を掲載している。

2 ページ、「(3) 施設概要」では、「表1-①」に各留守家庭児童会の施設の「施設種別」・「建築年」・「建築構造」等を掲載している。本市の留守家庭児童会は、いずれも小学校の敷地内に設置しており、8カ所のうち、西鳥取・舞・朝日の3カ所は校舎内の教室を利用して設置し、残りの5カ所は小学校の敷地内に専用施設を整備して設置している。

次に、「(4) 入会状況」では、「表1-②」に令和5年5月1日時点の留守家庭児童会の「定員」、「入会児童数」等を掲載している。

表の一番下の「合計」欄に記載のとおり、小学校在籍児童の24.4%が入会しているが、表の一番右側に記載のとおり「入会率」は留守家庭児童会によって

ばらつきがあり、最も「入会率」の高い西鳥取留守家庭児童会は「42.7%」、最も低い尾崎留守家庭児童会は「17.6%」となっている。

3ページ「2. 入会児童数等の推移」の「(1) 小学校在籍児童数・入会児童数・入会率等の推移（平成28年度～令和5年度）」では、高学年の受入れを開始した平成28年度から令和5年度まで、毎年5月1日時点の入会状況等を棒グラフと折れ線グラフで示している。

グラフの右端に「小学校在籍児童数・留守家庭児童会入会児童数」と記載し、人数を表す目盛り「0～3,000」を附し、グラフの下の凡例のとおり、塗りつぶした棒で「小学校在籍児童数」を、斜線の棒で「留守家庭児童会入会児童数」を示している。そして、グラフの左端に「入会率」と記載し、パーセントを表す目盛り「10～30」を附し、折れ線グラフで「入会率」を示している。グラフの上の説明文に記載のとおり、本市の小学校在籍児童数は、平成28年度の2,897人が令和5年度では2,212人と685人減少している。

一方、留守家庭児童会の入会児童数は、高学年（4年生以上）の受入れを開始した平成28年度の503人から増加し続け、令和元年度に607人になった。その後、新型コロナウイルス感染症による利用控え等で、令和4年度まで減少傾向にあったが、令和5年度は540人と増加に転じている。

留守家庭児童会の入会率は、平成28年度の17.4%から上昇傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により令和3年度に下降に転じたが、令和5年度は24.4%となっている。4ページから6ページの中段に掲載している「表2-①」から「表2-⑧」は、3ページの「【グラフ：入会児童数等の推移】」の元データである。

6ページ中段から7ページ上段、「(2) 支援員等在籍状況の推移」では、7ページ上段の「表2-⑨」に平成27年度から令和4年度までの「必要な支援員等の数」、「採用者数」、「退職者数」、「在籍者数」を掲載している。令和3年度と令和4年度の「必要な支援員等の数」と「在籍者数」を比較するとそれぞれ20人以上の差があるが、これは、夏休みのように長時間保育を実施する際、特定の支援員等に過度な負担が発生しないよう、指定管理者において支援員等のローテーションのあり方を見直したことによるものである。

支援員等の確保については、6ページ中段からの説明文記載のとおり、支援員等の職務は非常に体力が必要な仕事であるうえに高度なスキルと根気が求められる一方、近隣自治体と比較して本市の賃金が低水準であることなどを理由に年度途中で退職者が発生している。令和4年度から、保育料改定の効果額及び国の交付金を活用して支援員等の処遇改善を実施しているが、留守家庭児童会を持続可能なものとするため、担当課として、さらなる支援員等の処遇改善が必要と認識している。

7ページ「3. 入会児童数等の推計」では、5月11日開催の本検討委員会の前回の会議、第5回検討委員会の資料として提出した「資料2 次第3. 将来の児童生徒数と学級数の推計」で示した小学校別の児童数を用いて留守家庭児童会

の入会児童数を推計している。

「(1) 入会児童数の推計(令和4年度から令和9年度まで)」の「【表3-①】」は、表の上の説明文に記載のとおり。令和4年度及び令和5年度の「小学校在籍児童数」・「留守家庭児童会入会児童数」は、各年度の5月1日時点の実績である。令和6年度から令和9年度までの「小学校在籍児童数」は、第5回会議の資料2に掲載された各小学校の児童数である。

令和6年度から令和9年度までの「留守家庭児童会入会児童数」については、各小学校の「小学校在籍児童数」に令和5年5月1日時点の留守家庭児童会全体の「入会率24.4%」を一律に乗じて算出している。資料2ページのとおり、「入会率」は留守家庭児童会によって差がある状況。そのため、全体の「入会率24.4%」を用いて推計することは、乱暴な手法かもしれないが、全体の入会率が上昇傾向にあることに加え、各小学校別の入会率を予測することが困難なことから全体の「入会率24.4%」を用いている。

最後に、「(2) 入会児童数の推移(令和10年度以降)」では、第5回会議の資料2に掲載している小学校児童数の3種類の推計に令和5年5月1日時点の留守家庭児童会全体の「入会率24.4%」を乗じて算出した推計を8ページの「表3-②」から「表3-④」に掲載している。

いずれの推計も、「小学校在籍児童数」の減少に伴い「留守家庭児童会入会児童数」も減少するとの推計になっている。これにより、将来的に保育室や支援員等の削減が見込まれるが、高学年と低学年のように学年に応じた保育の提供、特別な支援が必要な児童の増加、入会率の上昇傾向を踏まえると、子育て支援の役割を担っている留守家庭児童会の今後のあり方について丁寧に検討する必要があるものと担当課として認識している。

(会長)

特に3ページのグラフ、平成28年度以降、小学校在籍児童数が減少し、令和5年度以降もさらに減少することが推測される。一方で留守家庭児童会入会児童数は横ばいであり、ニーズがあることがわかる。これらを踏まえ、質問・意見をいただきたい。

(G委員)

留守家庭児童会は必要である。これまでどおり継続していただきたいが、本市の支援員が他市に流出するのを避けないといけないと思う。留守家庭児童会に通う子どもに聞いたことがあるが、「楽しくない」という話も聞くので、楽しく過ごしてもらえればと思う。

また、留守家庭児童会を校舎内で運営している学校と別棟で運営している学校があるが、別棟が欲しいという意見はあるのか。

(事務局)

留守家庭児童会は子育て支援の大切な施設と認識しており、今後も必要だと考えている。そのためにも支援員が不足すると保育が提供できないので、処遇改善は引き続き検討していくべきだと認識している。

また、留守家庭児童会は学校敷地内で実施しているが、提供しているのは保育であり、家庭と同様、児童がリラックスできる状況を提供することが我々の責務だと思っている。各学校の教室に余裕はないが、校舎内の教室で完結できる場合は校舎内に留守家庭児童会を設置している。しかし、市内の住宅供給数増加等により校区内の児童数が増加する場合などは、一時的に留守家庭児童会の保育室が手狭になる。このような短い期間の需要を満たすために新たに専用施設を整備するなどの設備投資をするかべきどうかは、本市財政状況も踏まえ、慎重に判断する必要がある。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(C委員)

現在、留守家庭児童会の支援員の方から手厚い保育を受けている。退職等で支援員が頻繁に入れ替わらないよう、また、引続き、子どもたちが楽しんで保育を受けられるように処遇改善を望む。

(事務局)

委員のご意見を踏まえ、処遇改善に取り組みたい。

(会長)

本市はよく支援員を確保できていると思う。他市町では支援員の確保が課題になっているところもある。保育のスキルが必要な反面、勤務時間を含めると賃金が低く、どうしても近隣市と処遇を比較されてしまう。この処遇に関して、指定管理者に市として意見等を言えるのか。

(事務局)

支援員等の賃金は、市が指定管理者に支払っている指定管理料から支払われており、その限られた指定管理料の中で求人の工夫をしていただき、支援員等を確保してもらっているのが現状である。指定管理者とは毎月会議の場を持ち情報交換しているが、令和7年4月以降の次の指定期間では、現在の指定管理料の金額で保育の提供に必要な支援員等を確保することは非常に困難と聞き及んでいる。

本市においては、支援員等は、平日は午後1時に出勤し、延長保育を含めても19時までの勤務となっており、1日当りの労働時間が短く、現在の支援員等のほぼ全員が指定管理者のアルバイト職員である。先ほど、資料説明でも述べたが、支援員等に求められているスキルや責任等の負担の大きさを考えるとアルバイトという待遇では十分とは言えない。

そのため、指定管理者は、支援員等の働き方改革として、各留守家庭児童会に一人は正規職員待遇の職員を置き、午前中から前日の保育の振り返りや保育の研究、他の留守家庭児童会との情報共有といった事務をこなしたうえで、放課後の保育に従事する人材を配置する方向で検討している。引き続き、指定管理者と情報共有しつつ、今後の留守家庭児童会における保育のあり方について検討していきたいと考えている。

(会長)

留守家庭児童会は、すべて学校敷地内にあるという現状でいいか。マンション建設等で急に児童数が増えたりしない限り、現状の施設で対応できるということ
でいいか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

他に意見や質問はないか。

第6. 財政について（資料6）

(会長)

続いて、次第2 第6 財政について、事務局の説明を求める。

(関係者)

資料6に基づき、本市の財政状況及び行財政構造改革について説明する。参考資料として、別紙1、阪南市の財政状況、別紙2として、行財政構造改革プラン改定版の概要版の方を添付しているので、後程ご参照いただきたい。

令和3年度の普通会計の決算概要だが、歳入は、215億4,705万円。歳出は、211億1,957万円となり、4億2,748万円の黒字となっている。令和2年度に比べて予算総額は約35億円マイナスであるが、これは令和2年度に、1人当たり10万円の定額給付金事業があり、令和3年度はこれがなくなったためである。実質収支は、4億1,954万円の黒字で、これは令和4年度の歳入予算の繰越金として計上している。

ここには記載ないが、令和4年度の一般会計決算の速報値として、歳入は208億8,063万円。歳出は、205億8,605万円で、実施収支が2億8,198万円の黒字となっている。

このように実質収支については、令和3年度、令和4年度とも、令和2年度に引き続き黒字となっているが、この黒字は、新型コロナへの対応のため、国が巨額の財政支出を行ったことが、黒字の主な要因として働いた可能性が非常に高いと考えている。これが市の経常的な黒字というわけではなく、国が大きな財政出動したという一過性の黒字と考えている。

2ページ、今後の財政収支見通しについて、中期の財政シミュレーションを掲載している。表の中期財政シミュレーションは、令和3年度の決算、令和4年9月時点の見込み数値に基づき、令和4年度から令和9年度までの6年間の決算見通しを推計し、掲載している。このシミュレーションは、後ほど説明する。

行財政構造改革プラン改訂版に掲げる取組効果額の達成を前提として、表の下から2段目実質収支のところを見ていただきたい。令和9年度までの間、実質収支が赤字になることはないが、実質単年度収支では、令和6年度、令和8年度が、それぞれマイナス1億6,900万円、マイナス1億9,700万円となっている。これは国の制度改正により、令和6年及び令和8年に定年延長に伴う定年退職者が発生する見込みであることから、当該年度においては、財政調整基金を取り崩

す見込みとなっている。

また、歳出のうち、投資的経費は、現時点で見込む投資的事業の推計を掲載しており、令和5年度、令和6年度の支出額が非常に大きくなっている。令和5年度が12億4,500万円、令和6年度が12億6,200万円となっているが、これは、この2カ年に、主に学校給食センターの改修事業費の方を見込んでいることによるものである。

また、シミュレーションの表には出ていないが、泉南清掃事務組合のごみ焼却炉が令和12年度から稼働する予定である。よって、令和10年、令和11年に、負担金になると思うが、2カ年で9億円の負担増となっている。また、その工事の起債の償還が始まる令和15年度以降、負担金は、毎年約3億円増額する形になっている。このような中で、持続可能な行財政運営を確立していくためには、行財政構造改革プラン改定版に示す取組を着実に実行していくことが必要不可欠になっている。

3ページ、行財政構造改革プラン改訂版の概要として、教育施設の関連部分の方を抜粋した。これまでの行財政構造改革の取り組みでは、15年後に約83億円の収支不足が発生することから、令和3年2月に財政非常事態宣言を発出し、令和3年9月に行財政構造改革プラン改訂版を策定している。

この中で公共施設に関しては、本市のすべての公共施設のあり方を示すプランとして、将来人口規模等に見合った公共施設の施設総量の最適化に向け、それぞれの公共施設の取扱い方針を策定している。特に取組の柱となっているのは、126の公共施設のうち、継続使用していく施設を31施設、あり方を検討していく95施設を整理統合・廃止・移譲等に分類し、計画的に推進していくことであり、8小学校4中学校については、この95施設の中に入っている。

具体的な取組項目だが、小中学校については今後の児童生徒数の状況、地理的条件、地方交付税の算定基準等を踏まえ、今後、市が維持すべき学校数を検討していきたいと考えている。

これを含めたプラン改訂版に掲げる取り組み項目を着実に実行することによって、15年間で約100億円の効果額を見込んでいる。プラン最終年度の令和18年度においても約17億円の黒字を維持できるという計画となっている。

なお、こちらのプランについては、令和4年度が本格的な取組、初年度となっており、財政部局としては、令和4年度から令和6年度の3カ年、非常事態宣言の解除要件に書かれている黒字決算、財政調整基金が15億円以上、経常収支比率が95%以下という3項目のうちの2項目を達成し、早期の財政非常事態宣言の解除をめざしている。

いずれにしても、今後、人口や児童生徒数が減少する中、将来の人口減少に即した公共施設の保有量にすべきであるというのが、現在の財政部局の考え方である。

続いて3ページ以降、建物別状況結果に基づく学校別健全度と、今後の維持更新コスト、長寿命化個別計画の建物別劣化状況結果に基づく点数について説明す

る。

令和2年度に、長寿命化計画を作成するため、劣化度現地調査を実施した。この調査を、棟ごとに、劣化状況及び築年数等を評価項目として、減点方式で点数化したものである。

資料の学校の点数は、校舎、体育館、部室、倉庫すべての建物の現地調査の各棟の点数に床面積で割った点数を集計し、全体の棟の総床面積で除した点数になっている。これにより、学校ごとの床面積当たりの点数を算出している。算定結果は平均が65点となっている。

また、築年数の順位として新しい建物から番号を振っている。東鳥取小学校の築年数は古いが、長寿命化改修と増築棟の新築により点数が高得点となっている。

4ページ、維持更新コストについて説明する。これまでの文部科学省の学校施設の標準的な建物のライフサイクルの考え方である築20年で大規模改修を行い、40年で建て替えを行う想定で、本市の学校施設の維持更新コストを計算した場合、今後40年間の維持更新コストは347億円。年平均8.7億円で、過去の施設関連経費の年平均7億円の1.2倍となっている。計画策定時では、これらを順次改築を進めた場合、今後直近10年で年平均17.3億円のコストがかかる結果となった。

次のステップとして、今後、建物やインフラの維持更新指針となる長寿命化の考え方を取り入れ建物更新サイクルを80年サイクルとして試算した。

文部科学省の算定指針で、築年数の古い学校改修を順次進める想定で、今後の直近の10年間のコストは平均年平均10.6億円と約7億円縮減できるが、40年間の期間では336億円、年平均8.4億円とあまり縮減できないことがわかった。

続いて、この80年サイクルに現地調査の結果や、これまで実施した大規模改修の項目でもある屋上防水や外壁改修等、長寿命化改修の内容と重複するものもあることから、本市独自の改修履歴を考慮した更新コストを試算した。

今後の直近10年のコストは年平均3.9億円。40年間で225億円。年平均で6.3億円となり、縮減が見込まれるが、今後すべての学校を適正に維持していくには、人口減少による税収の減少、近年の建設価格の高騰を考慮すると、財政的に厳しい状況も見込まれる。

6ページ、国の交付金と財産処分について説明する。学校施設については、文部科学省の交付金を活用し、整備を行っている。添付資料の別紙3、文部科学省のホームページだが、公立学校施設保存整備、公立学校施設整備負担金については新築増築補助金がある。本市では東鳥取小学校及び鳥取中学校の増築事業にてこの制度を活用し、建築している。

続いて、学校施設環境改善交付金について。耐震工事、長寿命化、トイレ、空調と様々な項目があり、本市はこれらの交付金を活用し、整備を進めている。

資料6の6ページ。この交付金は、財産処分という手続きがある。交付条件に合わなくなった場合は、国庫返納が生じる。特に補助事業完了後、10年未満の

財産処分や有償による貸与譲渡などは、国庫補助金返納のケースが生じることもある。

建物の有償譲渡の場合でも10年以上経過した場合は、基金積立を条件として国庫返納が不要となる場合もあるが、用地に関しては、換地できない場合は国庫返納が必要となる。廃校した後の利活用についてはこれらの費用に留意する必要がある。

(会長)

ふるさと納税を活用し、教育を目的とした事業を実施している自治体もあるようだが、本市の場合はどうか。

(関係者)

ふるさと納税については、本市行財政構造改革プランの中では寄附金の目標を5億円としており、前年度の実績が約3億6,000万円で、約1億4,000万と目標には届いてない状況である。寄附者は、寄附をする際には、例えばまちづくりや教育にという目的を持って使い道を限定して寄附をいただいている。本来であれば、ふるさと納税は、新たなプロジェクトや事業を始めるというのが理想であるが、本市では財政状況が非常に厳しいことから、実際には同じ目的ではあるが経常的な経費にも充当している。したがって、本市の教育を目的に寄附されたふるさと納税は、一部は経常的な経費を含めた教育費に充当されているということもある。

(会長)

財政については本日の議題すべてに関連することにもなるので、全体を通して質問や意見があればお願いしたい。

(G委員)

建物寿命が40年の想定と、80年に延ばした場合の話があったが、60年に延ばすなどの試算はなかったのか。数値がよくなるような年数の想定はできなかったのか。

(事務局)

建物寿命が40年というのは、財政的に潤沢な東京等は40年程度で建替えたという実例により文部科学省が想定した例である。一方で、現状財政状況が厳しい自治体もあり、建物の寿命を延ばす長寿命化という概念がインフラの整備から出てきたもので、その想定年数が80年までとなっている。

文部科学省も各自治体の状況に応じていうことで、幅を持たせるために80年を上限としており、それを基に試算している。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(E委員)

防災のアドバイザーや人材育成等はあるのか。いつ災害が起こるのかわからない。南海トラフの問題もある。情報の伝達やデジタル技術等の取組など、命にかかわる問題なので、ご検討願いたい。

(関係者)

防災アドバイザーという制度があるのは我々も承知しており、内閣府の防災スペシャルアドバイザーの研修を受け、支援ができるような体制をとっている。大規模な災害が起きた場合は、そういったアドバイザーに来ていただき、的確なアドバイスをいただくようなことは既に検討している。

また、トイレや空調設備といったハード面となると、整備できていないのが現状で、計画面や財政的な問題もあって、なかなか前に進まないという現状もある。

防災担当としては、課題解消とまではいかないが、例えば災害用トイレの備蓄や、仮設トイレ事業者との防災協定を締結したりしている。空調に関しては、スポットクーラーを、扇風機とあわせて備蓄し、少しでも涼しい環境が整うような準備、備蓄をしている。

それ以外の物資についても、備蓄が進まないものは、すぐに準備できるように、大型スーパー等との防災協定も進めている。ハードではなくソフトの面になるが、そういった取組をやっているという事をご紹介させていただきたい。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

(G委員)

通学について、通学距離の課題解消の手段のひとつとして、オンラインにより、登校しなくても良い形があっても良いのではないか。通信制の高等学校もあり、小中学校でも登校しない教育というのを進めた方がいいのではと思っている。

コロナ禍では、オンライン授業も実施してきたと思うが、コロナが収束に向かう今、子どもに聞いてもオンライン教育はもうないと思うという話を聞く。

親から見ても、何かあった時にすぐ対応できるようなオンラインの仕組みを作っているように思っていたが、もとに戻っているように感じる。今回はハード面の話なので違うと思うが、現状をお伺いしたい。

(事務局)

本市のG I G Aスクールビジョンの取組として、現在は、持ち帰りも含めて、コロナの収束後もタブレットをどう活用していくかを、学校も検討しているところである。例えば、個別最適な学習方法につなげていくためであったり、生徒の学びを深めていくための活用の仕方であったり、研究を深めている。

タブレット端末の導入は、当初の国の計画が前倒しされたため、十分な準備期間がない中で現場に導入され、現在も何が一番使えるのかを各市町とも情報共有しながら学校にとって最適な活用の仕方を検討しているところである。

(会長)

学校現場において、個別最適な学習や時間的・距離的制約を取り払うICTをどのように活用していくかというところは、今後の子どもの減少や登校など

の課題解消の手段としても、考えていかなければならない。

他に意見や質問等はないか。

(B委員)

災害時に停電した場合に、携帯電話の充電や避難者の情報収集のための取組はされているか。

(関係者)

市からの情報媒体としては、一番は防災行政無線になる。細かい情報の発信については今も行っているが、防災行政無線で発信した内容を、市のLINEに登録していただければ、防災無線で発信した内容が届くようになっている。大阪府だと大阪府防災ネットという情報ツールがあり、インストールしていただくと、大阪府内の地震・台風・避難者の状況などの情報が電子メールで受診できる。防災行政無線以外ですぐに情報を手に入れるには、携帯電話が必要な状況ではある。

他には、本市とジェイコムが共同で、防災行政無線の個別受信機を置いていただけるサービスを行っている。月額500円程度の自己負担が必要になるが、特別警報や警報の際に、テレビ画面で警報の画面に切り替わるサービスを提供している。

(B委員)

災害で体育館等に人が集まった時、携帯電話を介して情報を得られると思われるため、充電ができるのか、テレビで情報を得られるのかが気になった。

(関係者)

体育館において、テレビによる情報提供ができるかどうかは、現状は難しい。ただし、各体育館には、防災行政無線のハンディタイプのもので置いており、避難所の担当職員若しくは自主防災組織の方などと災害対策本部等の可能なので、そこで情報交換はできると思う。

携帯電話の充電については、停電時は難しい部分もあるが、停電時の対応として発電機も備蓄しているので、これらを利用しながら、順番になると思うが対応は可能かと考えている。

(会長)

他に意見や質問等はないか。

アンケートが配布されているので、追加で意見等あればお願いしたい。

最後に副会長から、ご意見をお願いしたい。

(副会長)

本市の財政状況が非常に厳しいということは、皆さんご存じだと思うし、説明についても、それを改めて認識していただきたいという意図だと理解している。しかしながら、財政状況が厳しいということと、学校教育のあり方をどうするかということとを天秤にかけるようなことには疑問を感じる。財政状況が厳しいから、学校教育が縮小し質が低下するというふうを受け取ってしまう。

一方で、市の財政が破綻してしまえば全市民に関わることなので、財政状況

を度外視した議論をするのは現実離れている。それぞれの家庭の家計に置き換えてみても、当然のことだと思う。

市役所で色々と苦労し、取り組みされているということは重々理解するし敬意を表すが、我々の希望としては、例えば公共施設の床面積の削減についても、一律ではなく教育関係施設に手当てし、未来を担う子どもたちにお金をかけていただきたい。そうでないと明るい未来はないかと思うので、ぜひ今後、一律削減というのは再考願いたい。

個人的な意見としては、統廃合ありきではないと考えている。学校跡地の取り扱いについても、統廃後の跡地を利活用すると、床面積の削減にはならないし、売却処分するとしても必ずしもそれが市の財政にプラスになるとは限らない。仮に統廃合した場合、教育のソフト面であったり、スクールバスであったり、教育の違うところに投資できて、できる限り教育の質を落とさないようなお金の使い方を、市全体としてできるのかどうか今日の説明では見えてこなかった。

市役所の目標だけが達成され、その結果、子どもたちにしわ寄せがいつてしまうという、最悪のシナリオということにならないように、どこかは痛みを負っても、どこかで改善や質が向上するようなことがなければ、皆さんのご理解が得られないのではないか。

(会長)

このご意見は、重要な視点であると考えている。以上をもって、本日の議題はすべて終了したので閉会する。